

附帯事業を開設する場合の定款変更について

医療法人が事業を新たに実施する場合や移転する場合には、事前に定款変更の認可を受ける必要があります。

なお、施設基準などについては、**指定手続の所管課へも事前に相談願います。(介護保険法所管課や精神保健福祉法所管課など)**

改正医療法の施行（平成28年9月1日施行）に伴い、医療法人の定款モデルが変更されております。改正医療法の施行による変更申請に限っては、別途本市ホームページ「改正医療法について」より手続きを行ってください。

平成22年10月1日に、大阪府から大阪市へ所管官庁が変更されたことに伴い、定款の所管庁に関する文言の整理が必要となります。定款変更の際に併せて手続きしてください。なお、この件につきましても、社員総会の承認が必要となります。

定款変更を申請する前に、確認していただきたいこと

- ① 事業所名称（新規開設や名称変更の場合）、平面図、人員基準などについて、事前に指定所管課の事前確認を受けていること。
- ② 開設予定日から、必要手続きの期限を逆算し、認可予定日を事前に調べておくこと。
（定款変更申請書を受領してから、補正等がなければ2週間程度で認可書を交付できる予定です。）
- ③ 定款変更認可後の訂正は原則としてできませんので、名称や所在地など、十分な確認をお願いします。
- ④ 医療施設の一区画を利用して付帯事業を実施する場合、医療施設の構造設備の変更許可等が必要となる場合がありますので、管轄の保健所へも図面等の事前調整をお願いします。

令和 年 月 日

大阪市保健所長 様

大阪市〇〇区〇〇丁目〇番〇号

医療法人 〇〇 会

理事長 〇〇 〇〇

(法人登記印)

医療法人 〇〇 会 定款一部変更認可申請書

このたび、医療法第54条の9第3項の規定に基づき、医療法人〇〇会の定款（**財団法人の場合は寄附行為**）を変更したいので、認可されたく、下記関係書類を添えて申請します。

記

1. 定款変更理由書
2. 新旧条文対照表
3. 社員総会議事録謄本（財団法人の場合は理事会議事録謄本）
（特定医療法人の場合は、評議員会議事録も添付してください）
4. 現行定款謄本
5. 法人登記簿謄本
6. 開設（移転）しようとする事業所の概要書、事業所の平面図、付近図
7. 財産目録（当該事業にかかる資産変動状況を示した財産目録）
※施設整備費が1千万円未満の時は不要
8. 当該事業に要した整備費用の見積書、契約書写
※施設整備費が1千万円未満の時は不要
9. 決算書（貸借対照表、損益計算書）既存資料で結構です。
10. 当該施設の不動産登記簿謄本
11. 賃貸借契約書写
12. 定款変更後、2（3）年間の事業計画及び予算書（法人全体分、当該事業所分）
※初年度が6ヶ月未満のときは3年分の計画及び予算書が必要
※事業計画及び予算書については、事業所が近隣への移転の場合は作成不要
13. 負債内訳書 今回の開設移転等に伴い借入を行う場合のみ添付
14. 理事長の原本証明（各提出書類に関する証明）
15. 理事長の原本証明（副本が原本に相違ない事を証明）
全てA4判で作成願います。

定款変更理由書

記載のポイント

① 事業開始（変更）理由

例：現在、本社は〇〇において、〇〇診療所を運営しているが、高齢者の保健・福祉を含めた体制を確保すべく

② いつ、どこへ、権利関係（誰がどのように）について記載すること

例1：新たに医療法人が（誰が）、〇〇より（誰から）、建物を（何を）、賃貸借し（どのように）、〇〇事業所を開設しようとするものである。（開設予定日：令和〇〇年〇〇月〇〇日）

例2：〇〇病院施設内に令和〇年〇月〇日より〇〇事業所を開設するものである。

例3：新たに医療法人が〇〇より土地・建物を購入し、令和〇年〇月〇日〇〇事業所を開設するものである。

③ 定款の何条が変更となるのか。

④ 所管官庁変更に伴う文言整理を行う旨を入れてください。

<例文まとめ>

定款変更理由書

現在、本社は〇〇（所在地）において、〇〇病院（診療所）を運営しているが、高齢者の保健・福祉を含めた体制を確保すべく、新たに医療法人が〇〇より建物を賃借し、〇〇事業所を開設するものである。

ついては、定款規定に新たに第4条の2（第4条2項ではない）を設け、業務の追加を行うものであります。

また、医療法人所管官庁変更に伴う文言整理につきましても併せて行います。

令和〇年〇月〇日

医療法人 〇〇会

理事長 〇〇 〇〇

（法人登記印）

医療法人の「目的」が記載されている条文（第3条）は、本来業務についての事業目的を記載するため、附帯事業を実施する場合には変更不要です。

⑤ 改正医療法に伴う定款変更と併せて変更する場合

<例文まとめ>

定款変更理由書

令和27年法律第74号をもって交付された「医療法の一部を改正する法律」の施行に伴い、定款の変更を行うものであります

現在、本団体〇〇（所在地）において、〇〇病院（診療所）を運営しているが、高齢者の保健・福祉を含めた体制を確保すべく、新たに医療法人が〇〇より建物を賃借し、〇〇事業所を開設するものである。

については、定款規定に新たに第4条の2（第4条2項ではない）を設け、業務の追加を行うものであります。

また、医療法人所管官庁変更に伴う文言整理につきましても併せて行います。

令和〇年〇月〇日

医療法人 〇〇会
理事長 〇〇 〇〇

（法人登記印）

新旧条文対照表

例：附帯事業を新たに設置する場合（主たる事務所も移転する場合）
 （定款規定に新たに第4条の2を設ける場合）

新旧条文対照表

新	旧
第4条の2 本社は前条に掲げる診療所を 経営するほか、次の業務を行う。 <u>医療法人〇〇会 訪問看護ステーショ ン</u> <u>大阪市〇〇区〇〇丁目〇番〇号</u>	（空欄） ※ 現行の定款の第4条と第5条の間に新たに 附帯事業を記載するため、条文を加える 必要があります。そこで、便宜的に「第4 条の2」という条文を設けて記載します。 よって、「第4条の2」というのは第4条 第2項ということではなく、独立した条文 になります。

既に附帯業務を「第4条の2」条において記載している場合は、新たに事業を追加する場合は、「旧」欄に現行の「第4条の2」を記載し、「新」欄に新「第4条の2」を記載してください。（第4条は別の条文であり、附帯事業の追加などで変更は生じませんので記載不要です）

例：現在の定款で附帯事業が第4条中（第2項）に記載している場合

新旧条文対照表

新	旧
第4条 本社の開設する診療所の名称及び 開設場所は次のとおりとする。 医療法人 なにわ会 なにわ診療所 大阪市〇〇区〇〇丁目〇番〇号 第4条の2 本社は 前条 に掲げる診療所を 経営するほか次の業務をおこなう。 医療法人 なにわ会 訪問看護ステー ション 大阪市〇〇区〇〇丁目〇番〇号 <u>医療法人 なにわ会 訪問介護ステー ション</u> <u>大阪市〇〇区〇〇1丁目1番1号</u>	第4条 本社の開設する診療所の名称及び 開設場所は次のとおりとする。 医療法人 なにわ会 なにわ診療所 大阪市〇〇区〇〇丁目〇番〇号 2 本社は 前項 に掲げる診療所を経営 するほか次の業務をおこなう。 医療法人 なにわ会 訪問看護ステー ション 大阪市〇〇区〇〇丁目〇番〇号

例：所管官庁変更に伴う文言整理

(法人により異なりますが、5～7ヶ所修正を要するところがあります)

新旧条文対照表

新	旧
<p>第15条 3 本社は、毎会計年度終了後三月以内に、事業報告書及び監事の監査報告書を<u>大阪市保健所長</u>に届け出なければならない。</p>	<p>第15条 3 本社は、毎会計年度終了後三月以内に、事業報告書及び監事の監査報告書を<u>大阪府知事</u>に届け出なければならない。</p>
<p>第19条 4 (4) 第一号又は第二号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを<u>大阪市保健所長</u>又は社員総会に報告すること。</p>	<p>第19条 4 (4) 第一号又は第二号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを<u>大阪府知事</u>又は社員総会に報告すること。</p>
<p>第31条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、<u>大阪市保健所長</u>の認可を得なければ変更することができない。</p>	<p>第31条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、<u>大阪府知事</u>の認可を得なければ変更することができない。</p>
<p>第32条 3 第一項第一号又は第二号の事由により解散する場合は、<u>大阪市保健所長</u>の認可を受けなければならない。</p>	<p>第32条 3 第一項第一号又は第二号の事由により解散する場合は、<u>大阪府知事</u>の認可を受けなければならない。</p>
<p>第33条 2 清算人は、社員の欠乏による事由によって本会社が解散した場合には、<u>大阪市保健所長</u>にその旨を届け出なければならない。</p>	<p>第33条 2 清算人は、社員の欠乏による事由によって本会社が解散した場合には、<u>大阪府知事</u>にその旨を届け出なければならない。</p>
<p>第35条 本社は、総社員の同意があるときは、<u>大阪市保健所長</u>の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる</p>	<p>第35条 本社は、総社員の同意があるときは、<u>大阪府知事</u>の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる</p>

医療法人 ○○会 （臨時）社員総会議事録

1. 開催日時 令和○○年○○月○○日 開会：午後1時 閉会：午後3時
2. 開催場所 本法人事務所（大阪市○○区・・・・・・）
3. 社員総数及び氏名 5名 A, B, C, D, E
4. 出席社員数及び氏名 5名 A, B, C, D, E（書面出席）
（人数、氏名を必ず記載すること。当該場所に存在しない社員が出席した場合における出席方法を記載すること。）
5. 出席役員等 A理事長, X理事, Y理事, Z監事
（出席した理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称を記載すること。当該場所に存在しない理事、監事又は会計監査人が出席した場合における出席の方法に記載すること。）

6. 議長の選任
本法人定款第○○条（法人によっては異なります）により、出席社員で互選したところ、Aが議長となり、午後1時開会を宣し、本日の社員総会は、総社員数5名中、全員出席により定足数に達し、有効に成立する旨を述べ、議事に入った。議長は、理事長である自らが、本日の社員総会の議事録作成者となる旨を述べた。
（一般的に、理事長又は理事会の決議によって定められた理事が議事録作成者となる。指示を受けて実際に議事録を作成する職員ではない。）

7. 議 事
第1号議案 ○○○法（介護保険法など）に基づく○○事業の実施（移転）の件
例：議長は発言し、現在（理由書を参考に）・・・の理由により、今回、（介護保険法など）に基づく○○事業所を（移転）開設することとし、承認を求めたところ、全員異議なくこれを承認した。なお、新たに開設する事業所の名称及び所在地は、
 - ① 名 称 医療法人 ○○会 ○○事業所
 - ② 所在地 大阪市○○区○○丁目○番○号
 - ③ （移転）開設予定年月日 令和○年○月○日 ①～③は必ず記載すること

- 第2号議案 定款一部変更の件
例：議長は発言し、第1号議案の承認に伴い、別紙新旧条文対照表のとおり、定款の一部を変更する必要がある旨を述べ、承認を求めたところ、全員異議なくこれを承認した。
※以下の文面は、開設の関係上、定款変更と実稼働日までの期間が長期にわたる場合に記載
なお、本定款変更時期は開設予定年月日の直前の令和○○年○○月○○日に行うものとし、登記事項の変更申請も同時期に行うものとする。また、開設日に大幅な変更が生じた場合は、社員総会を開催し定款変更時期について再度承認を得るものとする。
また、医療法人の所管官庁変更に伴う定款変更についても、別紙新旧条文対照表のとおり、併せて行う必要がある旨を述べ、承認を求めたところ、全員異議なくこれを承認した。

第3号議案 事業計画案ならびに収支予算案の件 (近隣の移転の場合は不要)

例：議長は発言し、〇〇事業所開設に伴い、定款変更後2(3)年間の事業計画案ならびに収支予算案を別紙のとおり提示するとともに、詳細な説明をなし、承認を求めたところ、全員異議なくこれを承認した。

※ 法人の会計年度が4月～3月の場合で、事業実施が1月の場合、第一年度が1～3月と3ヶ月しかないこととなる。このように第一年度が6ヶ月未満の場合は、3年間(例：第一年度：3ヶ月 第二年度：12ヶ月 第三年度：12ヶ月)となる。

第4号議案 診療所用の土地(建物)賃貸借の件(土地建物を賃貸借する場合)

例：議長は発言し、第1号議案の承認に伴い、〇〇事業所である1階部分について、建物の所有者である〇〇会社から賃借し、所有者と本法人が賃貸借契約を締結する必要がある旨を述べ、賃貸借契約書案を別紙のとおり提示し、承認を求めたところ、全員異議なくこれを承認した。

物 件	〇〇ビル〇号室
住居表示	大阪市〇〇区〇〇丁目〇番〇号
地番(1筆)	大阪市〇〇区〇〇丁目〇番〇号

理事長個人所有の物件を医療法人が賃貸借(又は購入)

する場合、利益相反行為に該当するため、理事長は審議に参加することはできません。

例：議長は発言し、第1号議案の承認に伴い診療所である1階部分について、建物の所有者である理事長〇〇と本法人が賃貸借契約を締結する必要がある旨を述べ、この件については、私は利害関係人にあたるため、審議に加わることができないので、本議案については仮議長を選任し議事を委任したいと述べ、会議室から退室した。

(Cは発言し、Dを仮議長に推したいとの意見があり、Dを除く全員で審議した結果、一同異議なく承認した。また Dもこの就任を承諾した。

仮議長は発言し、先程、理事長から発言のあった件について審議したい旨を述べ、賃貸借契約書案を別紙のとおり提示し、承認を求めたところ、全員異議なくこれを承認した。

物 件	〇〇ビル〇号室
住居表示	大阪市〇〇区〇〇丁目〇番〇号
地番(1筆)	大阪市〇〇区〇〇丁目〇番〇号

なお、当該賃貸借契約については、利益相反取引に該当するため、理事長はただちに理事会を招集し、医療法第46条の6の4の規定により、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得たうえで締結する。

第5号議案 資金調達の件

例：議長は発言し、第1号議案の承認に伴い事業整備資金を以下のとおり説明し、承認を求めたところ、全員異議なくこれを承認した。

※診療所開設等に伴い金融機関等から借入をする場合

例：議長は発言し、第1号議案の承認に伴い事業整備資金を以下のとおり説明し、負債内訳書を別紙のとおり提示し返済計画等について詳細な説明をなし、承認を求めたところ、全員異議なくこれを承認した。

建物購入費	5,000,000円	自己資金	5,000,000円
内装工事費	2,000,000円	〇〇銀行から借入	5,000,000円
設備購入費	2,000,000円		
その他	1,000,000円		
計	10,000,000円	計	10,000,000円

第6号議案 議事録署名人選任の件

例：議長は発言し、本社員総会の議事録署名人の選任について、議事に諮ったところ、全員異議なく、議長およびA及びBを議事録署名人とすることとした。

以上をもって、本社員総会の議事の全部が終了したので、議長は閉会を宣した。(午後3時終了)
本日の議決を確認するため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名捺印する。

令和〇〇年〇月〇日

医療法人 〇〇 会

議長 〇〇 〇〇 (自署) 実印

※議長が理事長の場合、法人印でも可

議事録署名人 〇〇 〇〇 (自署) 実印

議事録署名人 〇〇 〇〇 (自署) 実印

※議事録(原本)は、社員総会の日から10年間主たる事務所に、また、写しを5年間従たる事務所に備え置くこと。

※財団法人の場合は、理事会議事録及び評議員会議事録を添付すること

現行定款の謄本添付

今回、変更の対象となる事業を訂正する前の定款を添付すること
(新定款を添付しないこと・・・認可前に新定款を作成できないため)

法人登記簿謄本

証明日付は、申請前3ヶ月以内のものであること

※ 法人登記簿の記載事項で、
理事長の「重任登記」(2年毎) や 「資産の総額」(毎年度)、変更登記願います。

○ 定款謄本や法人登記簿でA4より小さい場合は、A4の紙に貼付するなどA4サイズに揃えてください。

(移転) 開設しようとする事業所の概要

事業所名称	
所在地	
管理者	
事業種別	介護保険法に基づく 訪問看護事業 など
開設予定年月日	

不動産権利関係

土地	自己所有 or 賃貸借
建物	自己所有（新築） or 賃貸借

※ 建物のみ賃借する場合は、土地欄は「-」を記入してください。

事業所の機能・役割について（本来業務との連携状況、ニーズなど）

主な機能	
地域での役割等 (本来業務との連携状況)	

整備費用の概要

※施設整備費 1 千万円以上の場合は下記のとおり記載

別紙財産目録のとおり

※施設整備費 1 千万円未満の場合は下記のとおり

今回の事業にかかる施設整備については、什器備品など、〇〇〇万円程度であり、全て自己資金により調達予定である。

事業所の概要以降に添付する書類

① 事業所平面図（A4縮小コピー可）

担当所管課で施設・人員など事前チェックを受けていること

大規模なテナントビルのある階の一部を賃借する場合（例えば〇〇百貨店の5階一部分を賃借して事業所を開設する場合など）は、当該フロア全部（5階なら5階のフロア）の図面と当該事業所の内部区画のわかる図面を添付すること

② 付近見取図

住宅地図等を代用しても結構ですが、事業所所在地にマーカー等で印を付してください。（近隣に当法人が開設する医療施設がある場合は併せてマーカーしてください。）

③ 土地・建物 配置図

テナントビルの〇〇階を賃借して、事業所を開設する場合は、不要。

不動産権利関係書類

① 不動産登記簿謄本（証明日付は、申請前3ヶ月以内）

- ・建物のみを賃借する場合（テナントビル）は、土地登記簿謄本は不要
- ・土地建物の複数の「筆」について、賃貸借する場合は、全て添付するとともに、「筆」の配置がわかるように地積図もあわせて添付してください。
- ・賃貸借契約書等の所有者が登記簿謄本上の所有者と一致していること

② 不動産賃貸借契約書

- ・契約書を添付する場合は、契約者印を押した写しを提出すること
A4よりも小さい様式（登記簿等）は、A4の紙に貼付するなど、A4サイズに揃えてください。

負債関係書類（今回の開設移転等に伴い借入を行う場合のみ添付）

負債内訳書（様式）

借入先	借入 年月日	借入金額	用途	担保	返済額	未返済額	返済額/月	最終返済 年 月
○銀行 ○支店	25. 1. 1	5,000,000	運 転 資 金	診療所 土 地	2,000,000	3,000,000	100,000	33. 11
○銀行 ○支店	30. 1. 1	5,000,000	建 築 資 金	事業所 建 物	0	5,000,000	300,000	38. 11
計		10,000,000			2,000,000	8,000,000	400,000	

理事長の原本証明

次の書類の写しは、原本と相違ないことを証明する。

記

- 1 現行定款
- 2 その他

社員総会議事録

決算書類

など必要に応じて、修正してください。

令和 年 月 日

医療法人 ○○ 会

理事長 ○○ ○○

(法人登記印)

理事長の原本証明

下記の申請書類の写しは、原本と相違ないことを証明する。

記

医療法人○○会定款(寄附行為)一部変更認可申請書

(申請日 令和○○年○○月○○日)書類一式

令和 年 月 日

医療法人 ○○ 会

理事長 ○○ ○○ (法人理事長印)